

おくやみ ハンドブック

神奈川県綾瀬市

このハンドブックでは、死亡届出後に伴う主な手続きをご案内しています。
お亡くなりになられた方の状況によって必要な手続きが異なります。
内容をご確認いただき不明な点がございましたら、**各担当窓口にお問い合わせください。**

令和8年度



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年9月発行

発行: 綾瀬市 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

あの家のこと、 どうしよう。

ひとりで何とかしなくても、いいんだ。

片付け・買取・売却・相続まで、
まとめて「家じまいのミカタ」へ。

無理なご提案は
いたしません。
まずは安心して
ご相談ください。

代表
中島 由裕

こんなお悩みはありませんか？

- ✓ 何から手をつけていいかわからない
- ✓ 仕事や家庭で時間がとれない
- ✓ 片付けも手続きも大変そうで進められない
- ✓ そのうち、と思っている
- ✓ 考えるのが少しつらい



ご相談が多い内容

実家の
片付け・買取



価値あるものは
買取いたします

不動産の
売却・活用



空き家の売却や
活用方法をご提案

相続・
税金相談



相続手続きや
税金の不安を解消



複数業者へ依頼する
必要がない



窓口は一つだけ



状況に合わせた
最適なご提案

専門資格者が
責任をもって対応

古物鑑定士

大切な品を正しく
見極めます

FP

(ファイナンシャルプランナー)

お金の不安を
総合的にサポート

元上場企業の
不動産営業経験

豊富な経験と実績で
安心サポート

許可・登録番号

古物商許可：
神奈川県公安委員会
第452600011620号
宅地建物取引業：
神奈川県知事（1）
第33102号

ご家族の大切な時間と心の負担を、私たちが軽くします。

まだ何も決まっていなくても大丈夫です。まずはお気軽にご相談ください。

無料相談
受付中

何からでも大丈夫です。
まずはお気軽にご相談ください。

電話相談はこちら

0120-725-451

受付時間 9:00~18:00 (年中無休)

LINE相談はこちら

24時間いつでも受付中！



- ✓ 相談・見積り無料
- ✓ 秘密厳守
- ✓ しつこい営業なし
- ✓ 地域密着



by 株式会社Reflua

故人様との思い出を大切にしながら、
これからの人生を前向きに歩むための
お手伝いをいたします。

※一般廃棄物の収集運搬は、
許可業者と提携して
行っております。

目次

「市役所の手続き」

● 戸籍、住所・印鑑登録・マイナンバー	2
● 国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金	3
● 介護保険、市営墓地	4
● 障がい福祉	5
● 災害見舞金	6
● 原動機付自転車、税金(市県民税・固定資産税・軽自動車税)	6
● 農地、森林	7
● 空き家	7
● 子育て(こども医療・児童手当)、保育園	8
● 放課後児童クラブ、学校	9
● 防災無線	10
● 飼い犬、し尿・汚水の汲取り	10

「国・県等への手続き」

● 土地家屋の登記・相続税・相続放棄・水道・車や大型バイク 運転免許証・パスポート・斎場(大和斎場)・厚生年金等	11
---	----

「その他の手続き」

● 預貯金・民間保険・電話・電気・ガス等の諸手続き確認シート	12
● 委任状	13
● フロアマップ	14～16

市役所の手続き

市民課 2・3番窓口(窓口棟1階)

記録担当<戸籍関係> 電話:0467-70-5621

チェック欄 要 済		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐		死亡届 (火葬許可証)	戸籍・住民票に死亡の記載をする (火葬するための証明書の申請)	・死亡届 ※火葬の日時と場所が分かるもの	7日以内
・死亡届の提出や火葬許可証申請は、葬儀社が代行して行っていることがあります。 ・一般的なお葬式が終了していれば、上記の手続きは終了しています。					
☐		戸籍(除籍)の 取得	諸手続きで必要になった場合に、戸籍(除籍)を請求する	・本人確認書類(運転免許証等) ・手数料	なし(下記参照)
・綾瀬市に死亡届を提出後、戸籍への反映までには、時間がかかります(本籍地が綾瀬市であれば、提出から土日・祝日を除いて1週間程度、他市区町村の場合は通知を送り、本籍地で戸籍への記載をするため2週間以上)。 詳しくは本籍のある市区町村の役所にお問い合わせください。 ・届出後に綾瀬市にある戸籍が必要になった時は、必ず市民課にお電話で、戸籍への記載が終了したかを確認のうえお越しくさるようお願いします。					

市民課 2・3番窓口(窓口棟1階)

総合窓口担当<住民票関係> 電話:0467-70-5668

チェック欄 要 済		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐		世帯主の変更届 (3人以上の世帯で世帯主が死亡したとき)	世帯主の変更 (他の方に世帯主を変える場合)	・本人確認書類(運転免許証等)	変更が必要な方は、出来るだけ速やかに
・綾瀬市では世帯主の方が死亡された場合は、便宜上住民票の2番目に記載されている方を自動的に世帯主としています。なお、そのままで差し支えない場合は手続き不要です。					
☐		・印鑑登録証 (印鑑カード)	死亡された方が左記のカードをお持ちの場合の返納手続き	・各カード	お時間がある時
・印鑑登録証(印鑑カード)をお持ちの方は死亡された時点でカードが失効されています。 ・マイナンバーカード(通知カードを含む)については、相続や納税、死亡保険金の支払い等において提示を求められる場合があります。なお、返納の必要はありません。					

※死亡に伴う各種手続きに必要な戸籍・住民票等を請求される際には、具体的にどのような証明書が必要かを手続きされる機関に事前にご確認ください。

(例)

「お亡くなりになった方の出生から死亡までの戸籍」「お亡くなりになった方と同一世帯であったことを証明する住民票」「お亡くなりになった方の住所履歴を証明する住民票(戸籍の附票)」など

※その他、市民課で発行している戸籍・住民票の証明書で不明な点があればお問い合わせください。

保険年金課 4・5番窓口(窓口棟1階)

保険年金担当(保険) 電話:0467-70-5617

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・国民健康保険 ・後期高齢者 医療保険	左記の保険に加入されていた方が死亡された場合の資格の喪失届、葬祭費の申請、債権承継人届等	・亡くなった人の保険証(資格確認書) ・葬祭を行ったことが分かる書類(会葬礼状や葬儀の領収書等) ・喪主の口座番号が分かるもの ・死亡を証明するもの(市外に死亡届を提出した場合)	速やかに

資格確認書を返納し、資格喪失の届け出をしてください。なお、上記以外に書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

保険年金課 4・5番窓口(窓口棟1階)

保険年金担当(年金) 電話:0467-70-5618

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		死亡一時金の請求	国民年金加入者が死亡された場合(年金を受給していない方)	亡くなった方の基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの	速やかに
☐		未支給年金の請求	基礎年金(国民年金)のみ受給していた方が死亡された場合	亡くなった方の基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの	速やかに
☐		遺族基礎年金・寡婦年金の請求	国民年金のみ加入していた方、または、基礎年金のみ受給していた方が死亡された場合	亡くなった方の基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの	速やかに

国民年金加入歴に関わらず、お近くの年金事務所又は日本年金機構予約受付専用電話ナビダイヤル(0570-05-4890)へお問い合わせください。共済年金加入歴がある場合は、各共済組合へお問い合わせください。

ご遺族メモ

介護保険担当 電話:0467-70-5636

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		介護保険 被保険者証等 の返納	65歳以上の方や要介護(支援)認定を受けていた方が死亡された場合	手続きが生じる場合があります のでお問い合わせください。	速やかに

高齡政策担当 電話:0467-70-5616

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		市営本蓼川墓園	市営本蓼川墓園の利用者が死亡された場合や市営本蓼川墓園へ埋葬を行う方	手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	速やかに

ご遺族メモ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins or other markings visible.

施設に入る
ことになったが、
家は残して
おきたい。

子供への**相続**を
考えているが、
何から始めれば…

うちの家
いくらくらいで
買い取って
もらえるのだろう

手続きなども
面倒なのでは…？



不動産の終活は 神奈川不動産へご相談ください

有限会社神奈川不動産では、県央地区を中心に、
仲介だけでなく、任意売却、資産運用や相続・贈与に関するご相談も承っております。
地元にて、創業55年の経験がございますのでお気軽にご相談ください。

売却

不動産を放置することで価値は徐々に下がってしまいます。そうなる前に売却をご検討ください。価値があるか等のご相談はお気軽に！

賃貸

売らずに家賃収入を得る方法や、賃貸を行うために必要なことなどお客さまのご要望に応じたご提案をいたします。

相続

大切な財産だからこそ、いざというときに備えて事前に準備を行いましょう。複雑な手続きにつきましても、分かりやすくご説明いたします。

お電話でのお問合せ・ご相談はこちら



有限
会社

神奈川不動産

〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中2丁目23番20号
営業時間 9:30～18:00 定休日 毎週火曜日、水曜日

(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会会員 / 神奈川県知事 (15) 第5425号

(0467) 78-0240

受付時間：9:30～18:00 [毎週火曜日、水曜日は除く]

FAX 0467-78-7894

Email info@kanagawafudosan.com

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	左記の手帳の所有者が死亡された場合の返納手続き	該当の手帳	速やかに
☐		・重度障害者医療費受給者証 ・自立支援医療費受給者証	左記の受給者証の所有者が死亡された場合の返納手続き	該当の受給者証	速やかに
☐		・綾瀬市障害者愛護手当 ・神奈川県在宅重度障害者等手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	左記の手当を受給されている方が死亡された場合の手続き	債権承継人の印鑑と通帳(通帳は、今後手当の振込みが予定されている方のみ。)	速やかに
☐		神奈川県心身障害者扶養共済制度	左記の制度に加入されていた方が死亡された場合または、左記の制度により年金を支給されている方が死亡した場合	手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	速やかに

ご遺族メモ

福祉総務課 6番窓口(事務棟1階)

総務担当 電話:0467-70-5613

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		災害弔慰金・ 見舞金の請求	地震・風水害・火災等の事故により死亡された場合、災害弔慰金又は 災害見舞金(弔慰見舞金)及び日本赤十字社神奈川県支部の災害見 舞金を請求できる場合がありますので、お問い合わせください。		速やかに

課税課 7番窓口(窓口棟2階)

市民税担当 電話:0467-70-5611

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		原動機付自転 車等(綾瀬市 ナンバー)の 名義変更・ 廃車等	所有者が死亡された場合の 名義変更・廃車等の手続き	ナンバープレート(廃車の場合)	速やかに

課税課 7・8番窓口(窓口棟2階)

市民税担当 電話:0467-70-5611

資産税担当(土地) 電話:0467-70-5610

資産税担当(家屋) 電話:0467-70-5626

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		相続人代表者 指定届兼固定 資産現所有者 申告書 ・市県民税 ・固定資産税 ・軽自動車税	相続人代表者指定届は、市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税の納税義務者がお亡くなりになった場合、納税通知書等の書類を受け取る人(相続人代表者)を指定するため、速やかに提出が必要です。固定資産現所有者申告書は、固定資産(土地・家屋)の所有者がお亡くなりになった際に、相続人等が、自身が現所有者であると知った日の翌日から3か月以内に申告する必要があります。		

ご遺族メモ

農業委員会事務局(事務棟5階)

電話:0467-70-5647

チェック欄	要 済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐		農地の相続	農地を所有している方が死亡された場合は、農業委員会への届出が必要です、お問い合わせください。		相続完了後または協議決定後

みどり公園課(事務棟5階)

みどり公園担当<森林関係> 電話:0467-70-5627

チェック欄	要 済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐		森林の土地の所有者届出書	売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合、事後届出が必要です。	・登記事項証明書または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し ・土地の位置を示す図面	土地の所有者となった日から90日以内

都市計画課(事務棟5階)

計画調整・開発指導担当<空き家関係> 電話:0467-70-5625

チェック欄	要 済	主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
☐		空き家の相談	相続により空き家となる家屋を所有・管理されている方向けの一般的な相談。 専門的な相談が必要な場合は、可能な限り適切な専門家団体を紹介します。		いつでも
☐		被相続人居住用家屋等確認申請手続き	被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例を受ける方	手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	譲渡後(下記参照)

- ・特別控除の特例を受ける場合は相続の日から数えて3年が経過する年の12月31日までに譲渡する必要があります。

※確認書交付以外の特例制度全体に関する事項については、国土交通省のホームページをご覧ください、税務署へお問い合わせください。



国土交通省HP



国税局HP

児童青少年支援課 4番窓口(窓口棟2階) 児童給付担当 電話:0467-70-5664

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・ 親 福祉医療証 ・ ㊦ 医療証	左記の医療費助成の対象の子ども及び受給者(保護者)の方が死亡された場合の返納手続きがありますので、お問い合わせください。		速やかに
☐		・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当	左記の対象の子ども及び受給者(保護者)の方が死亡された場合の手続きがありますので、お問い合わせください。		速やかに
☐		母子・父子家庭の申請	制度が該当する場合がありますので、お問い合わせください。		速やかに

保育課 5番窓口(窓口棟2階) 保育・学童担当<保育所関係> 電話:0467-70-5615

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・保育園 ・認定こども園 ・小規模保育施設	子どもが保育所等に入所している場合は、保育料が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。		速やかに

ご遺族メモ

保育・学童担当＜放課後児童クラブ関係＞ 電話:0467-70-1702

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		放課後児童クラブ	放課後児童クラブを利用されている子ども及びその保護者	届出が必要な場合がありますので、お問い合わせください。	速やかに

学務担当 電話:0467-70-5654

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		・就学援助費受給者変更届 ・奨学生異動等届	左記の制度の受給者(保護者)または対象の小学生・中学生・高校生が死亡された場合の手続き		速やかに

ご遺族メモ

[illegible]

危機管理課(事務棟2階)

危機管理担当 電話:0467-70-5641

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		防災行政用無線個別受信機の返納・変更	個別受信機の借主の方が死亡された場合は、借主変更または返納の手続きが必要です。	・(借主変更の場合)持ち物なし ・(返納の場合)個別受信機	お時間がある時

※死亡された方が個別受信機を借りていたかわからない場合は、お問い合わせください。

医療健康課(保健福祉プラザ内)

医療予防担当 電話:0467-55-8161

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		犬の登録記載事項変更届	犬の飼い主が死亡された場合、飼い主変更の届出が必要となりますので、お問い合わせください。 (犬が死亡した場合も届出が必要です。)		30日以内

※保健福祉プラザ 所在地 綾瀬市深谷中4丁目7番10号(綾瀬小学校前)

リサイクルプラザ(リサイクルプラザ内)

管理担当 電話:0467-70-5665

チェック欄		主な手続きの種類	手続きの内容等 (対象者等)	必要なもの等	期限等
要	済				
☐		し尿・汚水の汲取り	汲取りを依頼されていた方が死亡された場合	確認・手続きが必要となりますのでお問い合わせください。	速やかに

※リサイクルプラザ 所在地 綾瀬市吉岡1643番地1

ご遺族メモ

ご遺族メモ

[illegible]

国・県等への手続き

※お亡くなりになった方によって、他に手続きが必要な場合があります。

チェック欄	手続き等を必要とする事項	手続き先	電話番号
☐	*土地や家屋等を所有の方が死亡された場合は、名義変更等が必要です。詳しくは法務局にご相談ください。	横浜地方法務局 大和出張所 (大和市中央1-5-20)	046-261-2645
☐	*住居地で相続税や所得税の申告が必要な場合があります。詳しくは税務署にご相談ください。	大和税務署 (大和市中央5-14-22)	046-262-9411
☐	*死亡された方が遺言書を残されていた場合や、相続人が相続を放棄する場合は手続きが必要です。詳しくは家庭裁判所にご相談ください。	横浜家庭裁判所 (横浜市中区寿町1-2)	045-345-3463
☐	*水道料金の名義人の方が死亡された場合は、手続きが必要です。詳しくは水道局にご相談ください。	海老名水道営業所 (海老名市上郷717)	046-234-4111
☐	*普通自動車・大型バイクを所有の方が死亡された場合は、手続きが必要です。詳しくは自動車検査登録事務所(陸運局)にご相談ください。	相模自動車検査登録事務所 (愛川町中津7181)	050-5540-2037
☐	*軽自動車を所有の方が死亡された場合は、手続きが必要です。詳しくは軽自動車検査協会にご相談ください。	軽自動車検査協会 相模支所 (愛川町中津4071-5)	050-3816-3120
☐	*運転免許証を所有の方が死亡された場合は、手続きが必要です。詳しくは警察署にご相談ください。	大和警察署 (大和市中央5-15-4)	046-261-0110
☐	*パスポートを所有の方が死亡された場合は、手続きが必要です。詳しくはパスポートセンターにご相談ください。	パスポートセンター (厚木市中町1-5-10 イオン厚木店7階)	045-222-0022 (横浜電話案内センター)
☐	*埋葬許可書の(再)発行の手続きは、火葬された斎場にご相談ください。(大和斎場で火葬された方は、大和斎場にご相談ください。)	大和斎場 (大和市西鶴間8-10-8)	046-264-5566
☐	*厚生年金・共済年金・企業年金等に参加の方が死亡された場合は、手続きが必要です。詳しくは勤務されている会社等の年金担当の方にご相談いただくか、年金事務所にご相談ください。	厚木年金事務所 (厚木市栄町1-10-3)	046-223-7171
☐	*在留カードをお持ちの方が死亡された場合は、返納の手続きが必要です。詳しくは東京出入国在留管理局横浜支局(または東京出入国在留管理局おだいば分室)にご相談ください。	神奈川県横浜市金沢区 鳥浜町10-7 (東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階)	外国人在留総合 インフォメーションセンター 0570-013904
☐	*外国籍の方が死亡された場合の本国への手続き	死亡された方の国の大使館・領事館にお問い合わせください。	
☐	*市営本蓼川墓園以外に埋葬を行う方の納骨・お墓の手続き	管理する霊園やお寺等にお問い合わせください。	
☐	*死亡診断書や死体検案書の(再)発行の手続き	病院や警察にお問い合わせください。	

その他の手続き

※お亡くなりになった方によって、他に手続きが必要な場合があります。(諸手続きの際にチェック表としてご利用ください。)

チェック欄	手続き等を必要とする事項	手続き先	電話番号
☐	法事(四十九日等)に関する手続き		
☐	預貯金等の口座に関する手続き		
☐	民間保険に関する手続き (生命保険・自動車保険・火災保険等)		
☐	固定・携帯電話等の手続き		
☐	電気・ガス等の公共料金に関する手続き		
☐	クレジットカードの手続き		
☐	その他の手続き ・ ・ ・		

ご遺族メモ

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

委 任 状

私は、住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 を代理人と定め次の事項を委任します。

引越しに関する事	☐ 転入届 ☐ 転居届 ☐ 転出届 ☐ その他 ()	
住民票の交付申請及び受領に関する事 ※必要な表示に ☐ 点をしてください。	☐ 住民票の写し _____通 ☐ 続柄 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号(※本人宛へ後日郵送) ☐ 本籍・筆頭者 (日本国籍の方) ※外国籍の方 ☐ 国籍・地域 ☐ 中長期在留者等である旨 ☐ 通称履歴 ☐ 在留資格・期間・満了日 ☐ 在留カードの番号	
戸籍の交付申請及び受領に関する事 注意 戸籍関係の証明を申請する場合は、必ず本籍・筆頭者を記入してください。	本籍地	綾瀬市
	筆頭者	
	☐ 戸籍全部事項証明 (謄本) _____通 ☐ 戸籍個人事項証明 (抄本) _____通 ☐ 戸籍附票 _____通 ☐ 身分証明書 _____通	
所得・(非)課税証明の交付申請及び受領に関する事	年度 (年中) の所得 _____通 年度 (年中) の所得 _____通	
納税証明書の交付申請及び受領に関する事	☐ 市県民税 _____年度分 _____通 ☐ 固定資産税・都市計画税 _____年度分 _____通 ☐ 法人市民税 _____通 (事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日) ☐ その他 () _____通	
固定資産税の交付申請及び受領に関する事 注意 固定資産の証明を申請する場合は、必ず所在地番・家屋番号を記入してください。	所在地番	
	家屋番号	
	☐ 固定資産評価証明書 (土地・家屋) _____通 ☐ 固定資産公課証明書 _____通	
使用目的【必須】	☐ 運転免許証 ☐ 防音工事 ☐ 入管・大使館等 ☐ パスポート ☐ 相続 ☐ 勤務先 ☐ 公的年金(住民票コード 有・無) ☐ 年金 ☐ 金融機関 ☐ 車関係 ☐ 学校 ☐ その他 ()	

※委任する項目に☐点をつけてください。 **必ず、委任する本人が直筆でお書きください。**

年 月 日

委任者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

受付の際に窓口に来られた方の本人確認をさせていただきますので、官公署が発行した顔写真付きの運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなどを持参してください。

(顔写真付きが無い場合は、保険証、年金手帳、通帳などから2点ご持参ください。)

なみき通り司法書士事務所は、
皆様の「相談したい」を叶える司法書士事務所です



相続・遺産分割



不動産の
名義変更

相続のこと、 一人で悩まず専門家にご相談ください

突然の相続で何から手を着けていいのかわからず、お困りではありませんか？

当事務所では、法律や手続きの話が初めての方でも、
気軽にご相談いただけるよう**初回相談を無料**で承ります。

また、税理士や弁護士等とも連携しているため、
当事務所を窓口**ワンストップでの対応が可能**です。



相続放棄



遺言・
成年後見

相続登記も
お忘れなく

令和6年4月1日以降、相続登記が義務化されました。
正当な理由なく、相続した土地や建物の名義変更をせずに放置しておくと、
10万円以下の過料が科されることがあります。ぜひ、お早めにご相談ください。



なみき通り司法書士事務所

Namiki-dori Legal Office

神奈川県司法書士会所属 代表司法書士 林 真吾

お問い合わせ
はこちらから

☎046-244-4686

(事前のご予約で、時間外・土日祝日でもご相談可能です。)

営業時間 平日 9:00～18:00 定休日 土日祝日

〒243-0401

海老名市東柏ヶ谷二丁目
17番24号 館田ビル101



ホームページ
はこちらから

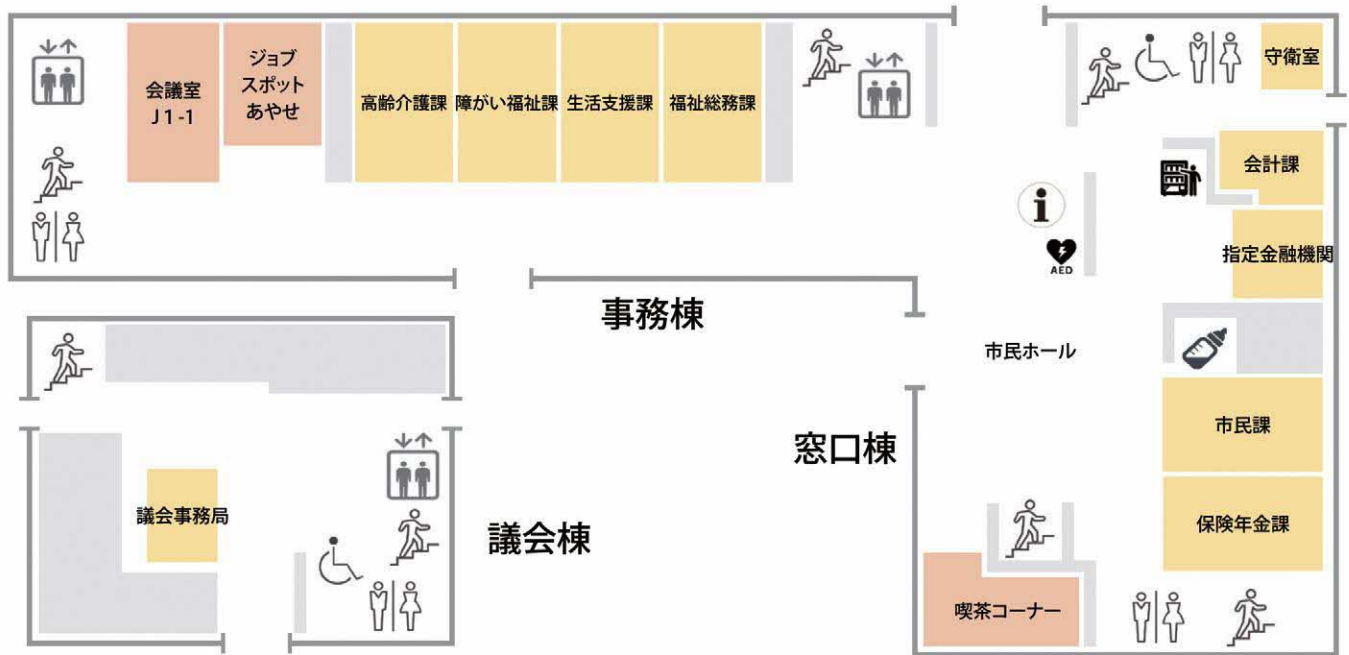


相続専用サイト
はこちらから



フロアマップ

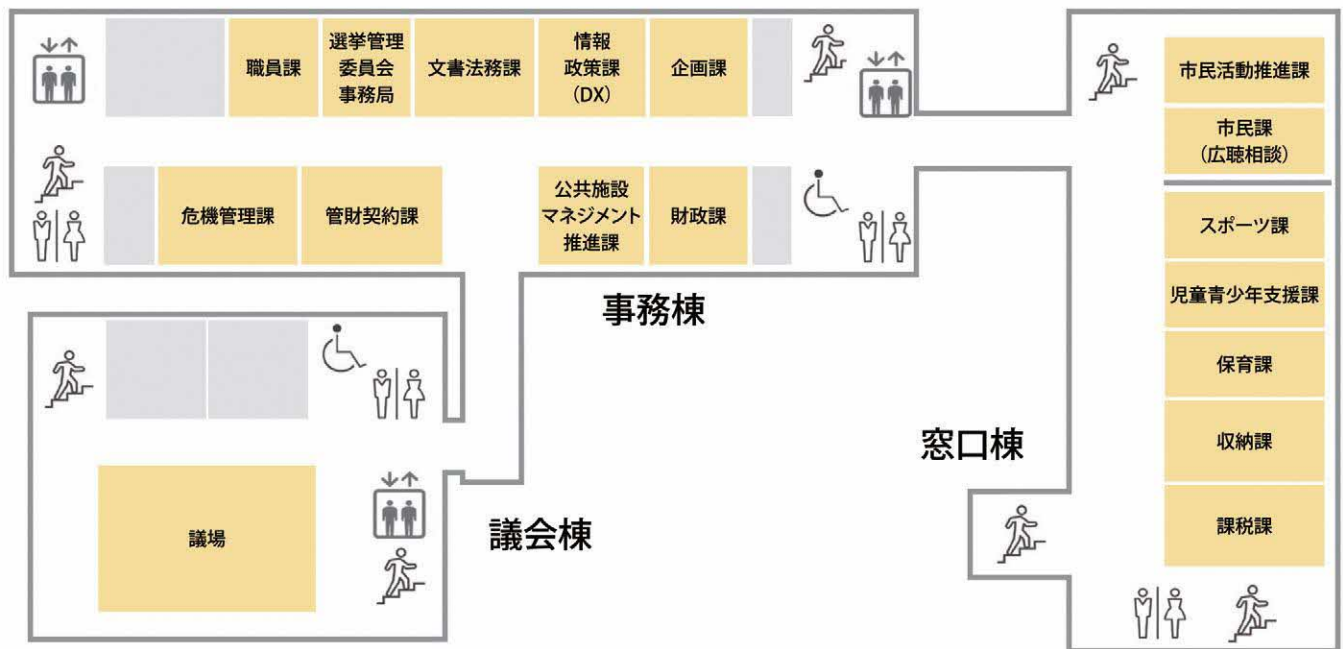
1階フロア案内図



ご遺族メモ

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

2階フロア案内図



ご遺族メモ

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

5階フロア案内図



6階フロア案内図



ご遺族メモ

相続 遺言 空き家対策

相続人調査 遺品整理 お墓

相続のこと・・・

ちょっとしたことから専門的なことまで



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンターとは・・・

相続サポートセンターは、「相続で苦労しない」、「相続で不幸にならない」、「相続で家族の絆を壊さない」を理念に、円満な相続の実現を目指す専門家集団です。
コーディネーターがお客様に寄り添い「ちょっとしたことから専門的なことまで」サポートいたします。
※各専門業務に関しましては提携の国家資格者や専門家がお手続きいたします。

無料相談受付中

フリーダイヤル



0120-534-101

【受付時間 / 9:00 ~ 18:00 定休日 / 日曜日・祝日】



一般社団法人

相続サポートセンター

大和本店

〒242-0016

神奈川県大和市大和南1-7-11 1F

☎ 046-240-7724

☎ 046-240-7734



駐車場あり

大和駅

徒歩4分

ご相談サロン

新宿 新宿駅徒歩6分

東京都新宿区新宿7-4-4 武蔵ビル5F

八王子 八王子駅徒歩4分

東京都八王子市東町10-3 WADAビル3F

横浜 横浜駅徒歩4分

神奈川県横浜市中区北幸1-11-1 水産ビル1F

平塚 平塚駅徒歩1分

神奈川県平塚市紅谷町8-16 サニープラザ平塚3F

大和本店



相続やお手続きについて詳しく
知りたい方はHPへ



各専門家と連携し、すべての**相続手続き**を **ワンストップ**で承ります

相続の手続きは、相続発生日から10ヶ月以内に申告が必要です。さらに、平日のみの手続きや複雑な書類作成など時間と手間がかかるケースが多くあります。相続手続きを円滑に進めるために、中尾一英税理士・行政書士事務所へぜひご相談ください。

相続に関する主な手続き

- ☒ 戸籍の収集
- ☒ 金融機関の手続き
- ☒ 財産目録の作成
- ☒ 不動産の名義変更
- ☒ 遺産分割協議書の作成
- ☒ 相続税の申告 など



相談・見積無料

初回相談料は一切かかりません。お気軽にお電話ください。お客さまに寄り添ったサポートを心がけています。

コストを節約

財産を大切にお守りするためには、手続きに関わる費用も重要です。小さな事務所だからこそ可能な、**低価格なご予算**で対応いたします。

通話料無料



中尾一英税理士事務所

☎ **0800-800-2850**

✉ info@nakaotax.com

藤沢市遠藤 847-7



元銀行員税理士です